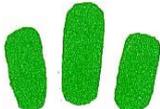


平成29年度

いなば



平成28年度 国営かんがい排水事業（赤川二期地区）で造成された赤川地区小水力発電所

 ^{みどり}水土里ネット いなば

因幡堰土地改良区

〒999-7601

山形県鶴岡市藤島字笹花16番地2

Tel 0235(64)2169

Fax 0235(64)2040

赤川地区小水力発電所（表紙写真）



建物母屋内部配電・操作盤



上流導水部除塵機施設

水路の落差で水車をまわす

小水力発電施設概要

水車形式	軸流プロペラ水車 2台
水車口径	φ1,350
出力	最大297kW
使用水量	かんがい期：5.4 m ³ /s（非かんがい期：4.5 m ³ /s）
有効落差	かんがい期（最大）：7.2m
年間発電量	約1,878MWh（一般家庭約500世帯が1年間に使用する電力量に相当）

本発電所施設の管理運営は庄内赤川土地改良区と因幡堰土地改良区による赤川地区共同管理委員会が担い、計画では売電収入約5,000万円のうち自家使用以外は、土地改良施設の維持管理に充当することで組合員の負担軽減を図るものです。

水土里ネットいなば便りの発刊にあたり

水土里ネットいなば
理事長 富 樫 達 喜



初秋の候、組合員の皆様におかれましてはご壮健のことと存じます。いなば便りの発刊にあたり一言ご挨拶申し上げます。

日頃より組合員の皆様におかれましては、本区の運営並びに事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る3月10日に平成29年度通常総代会が開催され、慎重審議の結果議案総数23案件全てにおいて承認並びに議決を戴きました。今年的一般会計賦課金につきましては、昨年同額の4,500円となりましたが、電力料金、諸物価の高騰など管理費の増大が懸念されますので、今後とも補助金制度等を活用しながら賦課金の高騰に繋がらないように努力してまいります。

昭和44年度から長きに亘り国の主導で実施されてきた米の生産調整が、いよいよ平成30年度から廃止され、県、市町村、農協、農家個人の判断に委ねられることとなります。また、これに付随し農家に支払われた10アール7,500円の直接支払交付金も廃止になるなど、これまで国主導で行われてきた制度の見直しの年を来年に控え、この大転換が米づくり中心である本地域農業に与える影響を考えると今から心配でなりません。

昨年度、組合員の皆様ご協力のもとに行いました農地の再整備に関する意向調査アンケートの結果では、農業者の高齢化が急速に進み、後継者不足が顕著に表れています。特に20歳代～30歳代の後継者が少ない現実と離農を考えている農家が非常に多いことには、本地域農業の将来について不安を感じているところです。「食糧の安定供給」は勿論のこと「国土の保全」に代表される国民に期待される役割を果たすためにも生産基盤の整備は土地改良区の使命です。圃場整備は長い年月と膨大な資金を要する事業です。本区では、将来に亘って我が国の食料生産基地の役割をしっかりと果たせるように今から準備を進めてまいります。

現在、本地域でも強い農業の実現のため、農地の大区画化・汎用化等に繋がる再整備が一層重要となってきております。今後人口減少と消費者の嗜好の変化（米離れ）により、米の消費量が年間8万tずつ減少する

事が明白に成っていることから高収益作物（補助金なしでも収益の上がる作物）を組み入れた営農と更には高品質米はもちろんのこと輸米も視野に入れながら、あらゆる時代のニーズに即応できる生産機能を維持しつつ、徹底したコスト削減と農業経営の効率化を図るための新たな生産基盤づくりを目指すことは不可欠です。

特に水稻単作による農業経営には限界があることから国は、農業政策として高収益作物への転換を強力に推進しており、国営農地再編事業導入にあたってそれが条件とされていることから、鶴岡市の強力なバックアップの下において、平成29年6月に本目標実現に向けた因幡堰土地改良区管内営農構想策定委員会が設置されました。庄内総合支庁、JA全農山形、JA庄内たがわ、農事組合法人、大規模個人経営農家、鶴岡市農林水産部、因幡堰土地改良区が構成メンバーです。関係者が一同に会する好機にしっかりと議論し、よりよい営農構想をつくり上げるよう努める所存です。

本区の懸案再整備につきましては、アンケート調査の結果にも表れているように反対のご意見もございますが、後継者世代を中心に早期実現を求める声が多くよせられています。双方の意見に耳を傾け、将来に遺恨を残さぬように慎重に進めてまいりますので、一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に豊穰の秋と組合員各位のご繁栄を祈念してご挨拶といたします。

国営緊急農地再編整備事業視察（美唄地区 / 平成29年7月4日）



平成29年度 予算について

平成29年3月10日、因幡堰土地改良区事務所に於いて通常総代会が開催され、各議案について慎重に審議がなされ、全議案が原案の通り可決されました。

単位：千円

会計区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		付記
			増	減	
1 一般会計	103,135	102,313	822	-	
2 圃場整備事業費 (赤川地区第7事業区)	3,959	4,853	-	894	特別会計
3 県営柳久瀬地区 圃場整備事業費	1,102	1,986	-	884	〃
4 県営後田地区 土地改良総合整備事業費	1,315	1,221	94	-	〃
5 第3事業区 圃場整備事業費	301	232	69	-	〃
6 総代役員職員 表彰退任慰労金費	2,578	1,978	600	-	〃
7 職員退職給与金費	37,590	32,951	4,639	-	〃
8 基金積立金費	207,711	206,213	1,498	-	〃
9 除外決済金費	856	1,603	-	747	〃

平成29年度〔一般会計〕歳入歳出予算

〔歳 入〕

単位：千円

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		付記%
			増	減	
1 区 費	74,375	74,408	-	33	72.11%
2 雑 収 入	3,703	3,821	-	118	3.59%
3 繰 入 金	5,118	2,618	2,500	-	4.96%
4 繰 越 金	10,000	9,527	473	-	9.70%
5 受 託 費	939	939	-	-	0.91%
6 支 援 金	9,000	9,000	-	-	8.73%
交 付 金 ・ 補 助 金	-	2,000	-	2,000	
歳 入 合 計	103,135	102,313	822	-	100.00%

〔歳 出〕

単位：千円

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		付記%
			増	減	
1 事 務 所 費	52,924	49,133	3,791	-	51.32%
2 選 挙 費	100	500	-	400	0.10%
3 維 持 管 理 費	22,250	23,950	-	1,700	21.57%
4 財 産 費	3,450	3,550	-	100	3.34%
5 負 担 金	9,849	11,388	-	1,539	9.55%
6 諸 費	8,301	7,961	340	-	8.05%
7 繰 出 金	4,824	4,421	403	-	4.68%
8 予 備 費	1,437	1,410	27	-	1.39%
歳 出 合 計	103,135	102,313	822	-	100.00%

平成29年度〔特別会計〕圃場整備事業費
(赤川地区第7事業区) 歳入歳出予算

〔歳入〕

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		付記 %
			増	減	
1 賦課金	2,125	2,126	-	1	53.67%
2 雑収入	9	36	-	27	0.23%
3 繰入金	2	2	-	-	0.05%
4 繰越金	1,823	2,689	-	866	46.05%
歳入合計	3,959	4,853	-	894	100.00%

〔歳出〕

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		付記 %
			増	減	
1 諸費	15	15	-	-	0.38%
2 繰出金	2,206	3,002	-	796	55.72%
3 オープン地区 適正管理事業費	1,100	1,100	-	-	27.78%
4 パイプ地区 適正管理事業費	600	600	-	-	15.16%
5 予備費	38	136	-	98	0.96%
歳出合計	3,959	4,853	-	894	100.00%

平成29年度〔会計別〕賦課金について

納期限 第1期 平成29年4月28日

第2期 平成29年10月31日

(10a当り 単位：円)

会 計	会 計 内 訳		第1期	第2期	前年度比較	
1-1 一般会計 〔普通地区〕	① 経 常 費 (事業償還金、事業負担金含む)	3,950				
	② 共 同 管 理 費	550				
	合 計 (①+②)	4,500	2,250	2,250	-	
1-2 一般会計 〔パイプ地区〕	① 経 常 費 (事業償還金、事業負担金含む)	3,950				
	② 共 同 管 理 費	550				
	③ 維 持 管 理 費	3,500				
	合 計 (①+②+③)	8,000	4,000	4,000	-	
2 特別会計圃場整備事業費 (赤川地区第7事業区)	オープン地区	管理費	200	-	200	-
	パイプ地区	管理費	200	-	200	-
3 県営柳久瀬地区圃場整備事業費	管理費	200	-	200	-	
4 県営後田地区土地改良総合整備事業費		200	-	200	-	
5 第3事業区圃場整備事業費		200	-	200	-	

納期限を過ぎた賦課金には日歩3銭(年利10.95%)の延滞金が徴収されます。

また督促状が発行された場合は、延滞金と督促手数料400円が加算徴収されます。

平成29年度〔一般会計〕事業概要について

平成29年度一般会計において予定されている事業は下記の通りですが、事業実施の時点で事業費の割当等により多少の変更がある場合もあります。

【通年維持管理事業】（一般会計）

単位：千円

事業種別	事業内容	事業費	摘要
山形県管理業務委託 基幹水利施設管理事業	東二号幹線用水路 L=5.5km	940	高寺分水工～柳久瀬 九日田分水工 維持管理事業
幹線用排水路等維持管理	草木刈払・土砂浚渫業務 等	130	〃
幹線用排水路等工事	道水路補修及び早魃対策 安全対策工事	4,570	〃

平成29年度 地区除外決済金について

本土地改良区内の農地を転用した場合は、速やかに本区に届け出る様お願いいたします。

届け出をされないと、いつまでも賦課金を徴収されることとなります。

各会計毎の決済金額は、次の通りです。

1. 維持管理事業費（一般全地区）	10a当り	173,714円
〃（パイプ地区）	〃	105,000円
2. 県営圃場整備事業費〔第7事業区〕（全地区）	〃	6,000円
3. 県営柳久瀬地区圃場整備事業費	〃	6,000円
4. 県営後田地区土地改良総合整備事業費	〃	6,000円
5. 第3事業区圃場整備事業費	〃	6,000円
6. 第5事業区圃場整備事業費	〃	6,000円

アンケート協力へのお礼とその結果について

昨年末(H28)皆様からご協力いただきましたアンケートへのお礼とあわせて、結果を次ページ折り込みにて掲載いたしましたので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

本地域のほ場整備事業等によって整備された用排水路などに代表される農業水利施設は、造成後半世紀を経とうとしており、既に耐用年数を迎えた施設では老朽化による亀裂や破損と共に機能低下などの現象が現れております。また、近年本区では3~5ha規模の離農者も現れ始めており、それに伴う10ha超巨大規模農家の増加にも表れているように、担い手へと農地集積は急速に進んではおりますが、集約が果たせないままそれぞれの営農規模の限界に近づきつつあるのが現状であり、更にはこれら農家にあっても後継者がいなことも珍しくなく、今年度で廃止が決定している米直接支払い交付金にも代表される農政の転換や農家人口の減少と高齢化など様々な状況を踏まえながら「このままで借り手の確保や小作料は維持できるのか」「田んぼの排水不良を改善できないのか」「管理コスト・生産コストの軽減が図れないのか」「本来財産であるはずの農地が子や孫たちの重荷とならないのか」等々、いまからこれら農村が抱える現状や課題を整理し、その解決策を図る必要があります。

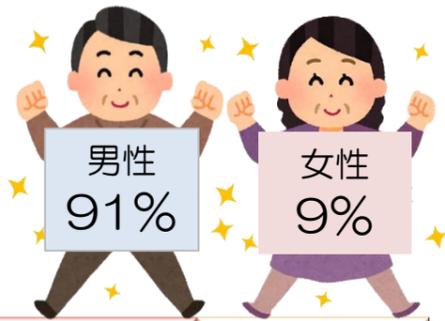
今回の再整備意向調査も農村を取り巻く課題解決策の一つとして実施したのですが、前回(H25・26)同様に回答者の過半数の方から賛成との結果と共に、この賛成の農家を更に分析いたしますと、年齢層としては若いほど、また、経営規模としては耕作面積が大きいほど賛成率が高いという傾向にありました。現在管内でも農家の世代交代と大規模化が進む一方で、同時に条件不利地として借り手のつかない農地も現れ始めた中で、本調査では農業後継者がいるとご回答いただいた方が、管内に85名(全回答者の14%)にも上ったこととその平均年齢が36才という結果には、本地域農業にとって一筋の光明を見る思いと共に、これから水土里ネットが地域において果たすべき役割と責任、その重要性をあらためて実感させられるものとなりました。

最後に、再整備事業実施の有無にかかわらず、米需要の減少が進む日本農業においては、本地域でも高収益作物も含めた複合経営によって農業の強化を図らなければなりません。生産・貯蔵・加工・運搬・販売なども含め、様々な分野において地域に新たな雇用を創出すること、農業が地域経済や雇用をリードすること「言うは易く行うは難し」然れど、急激な人口減少問題を抱える社会にあって、これから先も子や孫らが安心してこの地域で生活できるよう持続可能な社会の実現とその仕組みづくりに取り組まなければなりませんので、このことにつきましては、更に皆様からしっかりとご意見を伺いながら、あわせて行政等関係機関との連携のもとに議論を深めてまいりたいと存じますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農地の再整備に関する意向調査アンケート H28結果

【問1】回答者の性別・年齢

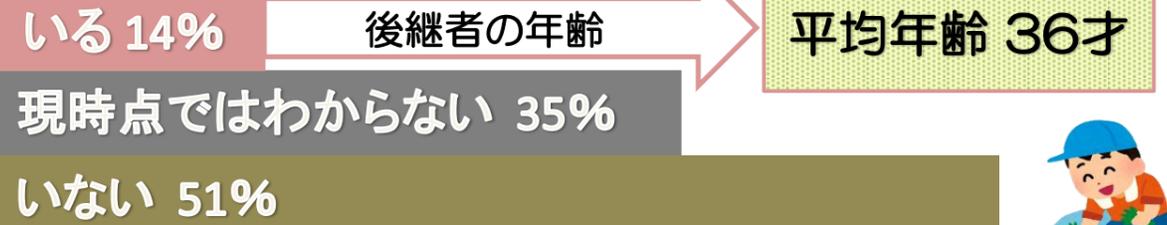
平均年齢 62才



回答者の職業

専業農家	68%
会社員	26%
自営業	4%
公務員	2%

【問4】農業後継者はいますか (無回答を除く)

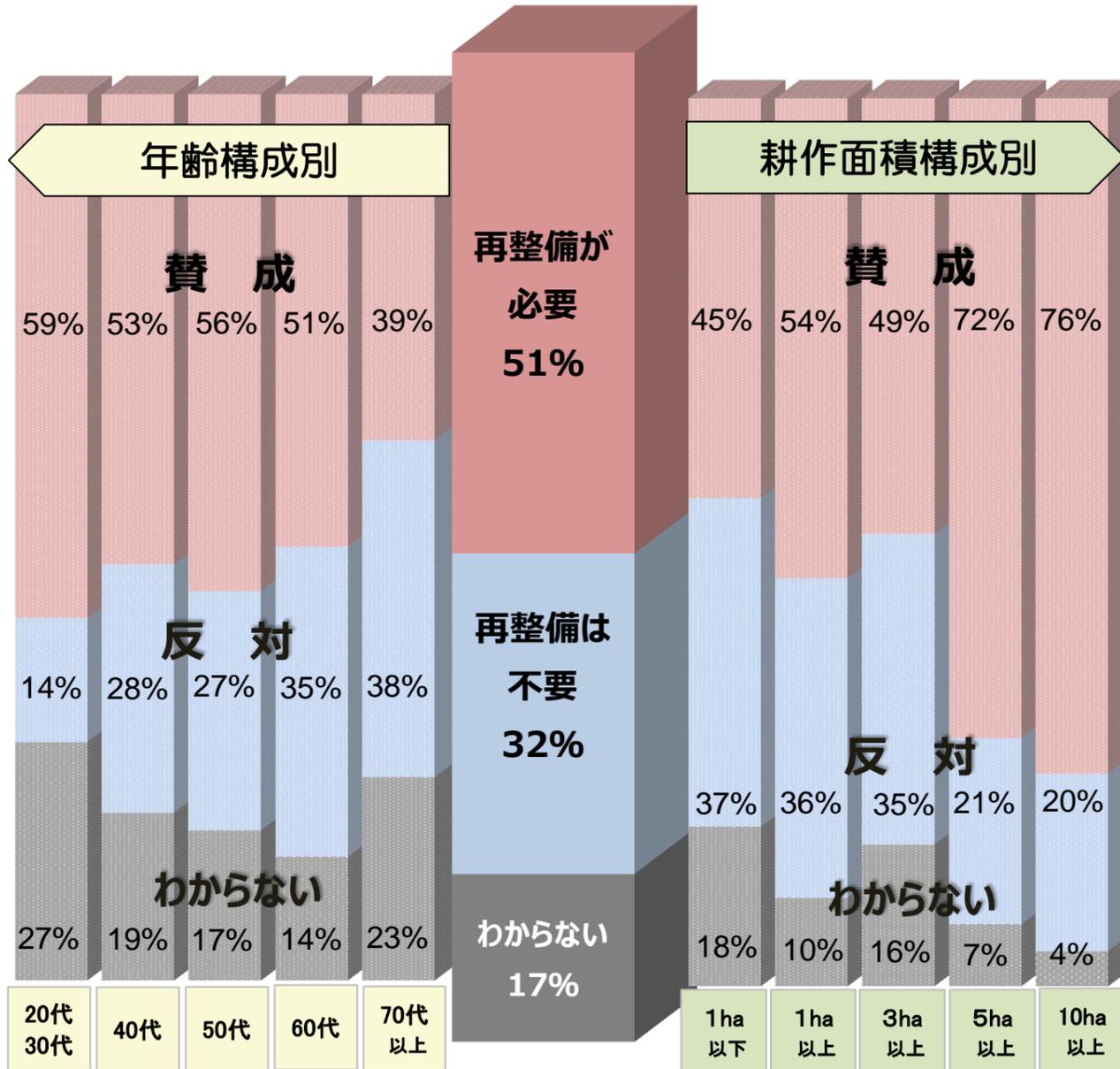
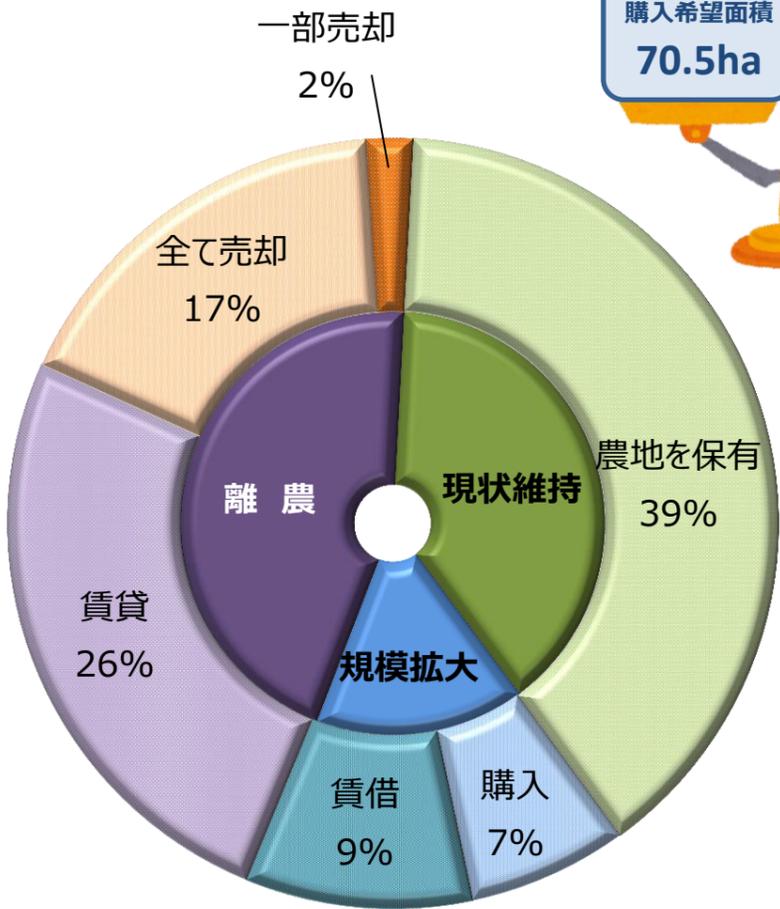


【問2】回答状況

所有者及び耕作者全ての関係者を対象として実施し、約8割回答を得られました。

【問5】農地の再整備(ほ場整備)についてどうお考えですか(無回答を除く)

【問3】10年後の農業経営はどのようにお考えですか



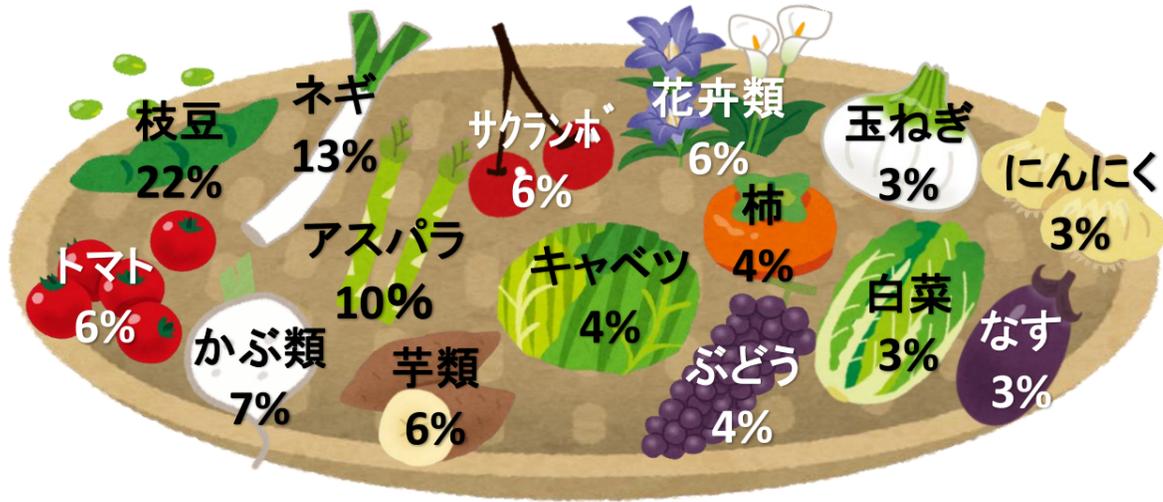
- 農作業の効率化、労力軽減 151人
 - ほ場の大区画化 131人
 - 農地の集積 123人
 - 排水路の管路化 117人
 - 用水路の管路化 112人
 - 暗渠排水、地下かんがい 92人
 - 集落営農や法人化の進展 81人
 - 農地の貸し借りがしやすくなる 71人
 - 揚水機場、ファームポンドの新設 47人
- (複数回答含む)

- 現状で特に不満がない 121人
 - 自己負担金の支払いが不安 68人
 - 土地改良区維持管理費増加が不安 56人
 - 通年施工で1年休耕が不安 17人
 - 先祖代々の土地から移りたくない 17人
- (複数回答含む)

メリットもデメリットも両方ある。
既に離農している。考えていない。 など

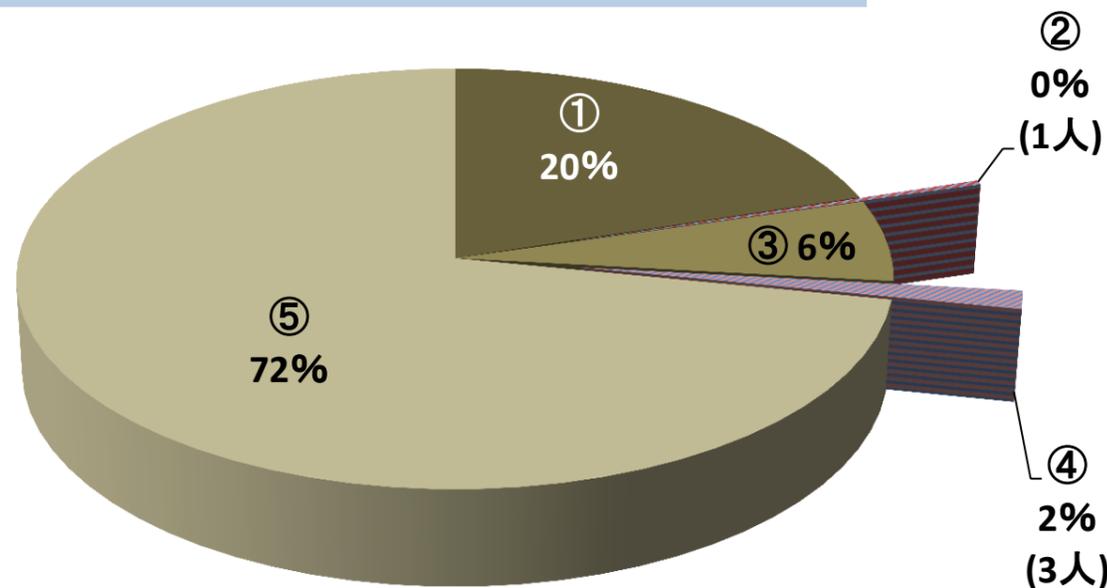
【問6】 高収益作物について（候補）

候補にあげられた作物は枝豆が最も多く、ほかネギ類など22品候補ありました。その中で複数の得票を得た作物は下記のとおりです。



- ・行政、JA、改良区が連携し同じ方針で取り組んでほしい。
- ・もっと現場をみてほしい。
- ・適地適作が基本!!
稲作で飯の食える施策を。
- ・余剰米と言わず世界的な食料不足に対して貢献すべき。
- ・ほ場整備と作物への助成金増額。
- ・地域循環型農業が必要。

【問7】 集落営農や法人化の計画がありますか（無回答を除く）



- ① 集落の大部分の面積が法人化されている
- ② 集落の大部分の面積で法人化の計画がある
- ③ 集落の大部分の面積が集落営農に参加している
- ④ 集落の大部分の面積で集落営農の計画がある
- ⑤ 法人化、集落営農の計画はない

① 法人化
③ 集落営農

②④ 計画がある
⑤ 計画はない

⑤ 計画はない

【問8】 法人（集落営農）への参加状況は

- ① 集落の法人（集落営農）に参加している
- ② 農地を法人（集落営農）に貸している
- ③ 集落の法人（集落営農）に参加せず、自作している
- ④ 担い手農家（大規模農家、1戸法人）に農地を貸している



【問9】 法人(集落営農)が設立された場合

- ① 積極的に参加したい
- ② 参加せず、農地を集落以外の法人に貸したい
- ③ 参加せず、自作したい
- ④ 担い手農家（大規模農家、1戸法人）に農地を貸したい（貸している）



【問10】 農地を守り継続するためには

- ① 集落の法人（集落営農）が必要だと思う
- ② 担い手農家を育成し農地を集積することが必要だと思う
- ③ 自分の農地は自作することで、農地を守り営農を継続するのがよいと考える



アンケートにご協力ありがとうございました。



〔農地の移動及び転用について〕

組合員が所有又は耕作している農地の名義が所有権移転、耕作権の移動、経営移譲・農地転用等により変更が生じた場合は、すみやかに本土地改良区へ届け出て、変更の手続きを取って下さるようお願いいたします。

変更の届け出は自己申請ですので、届け出がなければ賦課台帳等の修正はなされず、現資格者に賦課されることとなります。

また変更される場合は、賦課金を滞納していないかよく確認してから行って下さい。もし、滞納している場合には、新資格者に支払い義務が生じますのでご注意願います。

こんな時は届け出しましょう！

1. 名義変更の届け出
 - ①組合員が死亡したとき。
 - ②土地改良法第3条の資格者（納税義務者、所有者）が変わったとき。
2. 資格取喪の届け出
 - ①売買を行ったとき。
 - ②賃貸借関係の変更で、耕作者が変わったとき。
3. 新規組合員の届け出
 - ①売買により、新規組合員になるとき。
 - ②賃貸借関係により、新規組合員になるとき。
4. 組合員抹消の届け出
 - ①売買により、耕作地がなくなったとき。
 - ②小作地返還により、耕作地がなくなったとき。
5. 農業者年金受給による資格交替届け出
6. 住所変更の届け出

☆届け出用紙は土地改良区にありますので、印鑑をご持参の上おいで願います。

[交付手数料について]

◎文書交付手数料は、下記の通りです。

1. 区費賦課証明書	1 件	5 4 0 円
2. 農林漁業資金年賦償還計画証明書	1 件	7 5 6 円
3. 原簿の謄本及び抄本	1 件	5 4 0 円
4. 土地改良事業地域に関する証明書	1 件	5 4 0 円
5. 原簿閲覧	1 種別 1 回	3 2 4 円
6. 事業計画図面閲覧	1 種別 1 回	3 2 4 円
7. 換地計画確定図面閲覧	1 種別 1 回	3 2 4 円
8. 各証明書等副本	1 通	2 1 6 円
9. 謄写図面交付	1 件	2 1 6 円
1 0. 農地転用に関する意見書（普通）	1 件	2, 1 6 0 円 以上
1 1. 農地転用に関する意見書（複雑）	1 件	4, 3 2 0 円 以上
1 2. 国有地に関する承諾書及び意見書	1 件	2, 1 6 0 円 以上
1 3. 工作物設置承諾書	1 件	2, 1 6 0 円 以上
1 4. 流水使用、排水等の許可申請書	1 件	5, 4 0 0 円 以上
1 5. 土地改良財産使用等の承諾申請書	1 件	3, 2 4 0 円 以上
1 6. 各承諾許可書等副本	1 通	2 1 6 円
1 7. 現地立会料	1 件	2, 1 6 0 円

☆ 水 を 大 切 に ☆

(1) 用水の節水と有効利用について

組合員の皆様方は、用水の管理については大変なご苦勞をなされている訳け
ですので、お互いに協力し合って節水につとめ、限られた水資源を有効に使って
行きましょう。

(2) 汚濁、汚染の放流禁止について

汚濁、汚染等の放流により、水路の汚れが最近ひどくなっている地域が見受け
られます。これまで浄化槽設置を条件に許可したものであっても、施設に不備な
点があった場合は、許可を取り消すこともありえますので十分注意して下さい。

平成27年度 財 務 状 況

平成28年度第二回臨時総代会が平成28年8月10日に開催され、平成27年度の一般会計並びに特別会計決算書、財産目録、事業報告書が承認されました。

1. 収 支 決 算 書

[一般会計]

単位：円

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	決 算 額	款	予 算 額	決 算 額
1 区 費	74,432,000	73,835,420	1 事務所費	50,248,000	45,854,477
2 雑 収 入	4,510,000	2,507,280	2 選 挙 費	100,000	0
3 繰 入 金	3,096,000	3,096,000	3 維持管理費	23,430,000	18,834,590
4 繰 越 金	21,731,000	21,731,887	4 財 産 費	5,710,000	4,648,403
5 受 託 費	3,439,000	3,884,600	5 負 担 金	15,951,000	15,165,111
6 支 援 金	10,000,000	9,146,674	6 諸 費	7,061,000	6,557,554
			7 繰 出 金	13,614,000	13,613,916
			8 予 備 費	1,094,000	0
計	117,208,000	114,201,861	計	117,208,000	104,674,051

歳入歳出差引残金9,527,810円は平成28年度へ繰越（内維持管理繰越金1,680,450円）

[特別会計・1] 圃場整備事業費（赤川地区第7事業区）

単位：円

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	決 算 額	款	予 算 額	決 算 額
1 賦 課 金	2,126,000	2,119,723	1 諸 費	15,000	864
2 雑 収 入	54,000	31,951	2 繰 出 金	2,306,000	2,306,000
3 繰 入 金	2,000	2,000	3 全 地 区 適正管理費	1,088,000	0
4 繰 越 金	2,843,000	2,843,689		4 オープン地区 適正管理費	1,000,000
			5 パイプ地区 適正管理費	550,000	0
				6 予 備 費	66,000
計	5,025,000	4,997,363	計	5,025,000	2,306,864

歳入歳出差引残金2,690,499円は平成28年度へ繰越

〔特別会計・2〕

単位：円

会計区分	予算額	歳入決算額	歳出決算額	差引残金
県営柳久瀬地区 圃場整備事業費	2,737,000	2,712,889	1,005,000	1,707,889
県営後田地区 土地改良総合整備事業費	1,127,000	1,126,399	4,000	1,122,399
第3事業区 圃場整備事業費	161,000	157,507	3,000	154,507
総代役員職員表彰 退任慰労金費	3,785,000	3,786,552	2,748,713	1,037,839
因幡堰土地改良区 職員退職給与金費	32,951,000	32,978,048	0	32,978,048
因幡堰土地改良区 基金積立金費	202,690,000	202,966,983	2,980,000	199,986,983
因幡堰土地改良区 除外決済金費	4,439,000	4,745,057	3,769,521	975,536

会計区分	予算額	歳入決算額	歳出決算額	差引残金
赤川地区共同管理費	121,357,000	130,830,760	109,024,704	21,806,056

歳入歳出差引残金は各会計毎に平成28年度へ繰越

2. 財産目録

[資産の部]

単位：円

摘 要	金 額
(1)流動資産（一般会計他会計基金積立金等）	15,807,154 円
(3)固定資産（建物・機械器具備品等）	29,195,030 円
(3)その他の固定資産（基本財産及び積立金等）	263,212,271 円
資 産 合 計	308,214,455 円

[負債の部]

単位：円

摘 要	金 額
(1)固定負債（任意更新積立金）	234,978,406 円
資 産 合 計	234,978,406 円



水路への「ゴミ捨て」はやめましょう

土地改良区の各施設の維持管理は、組合員の賦課金でまかなわれております。

刈草やゴミを水路に捨てますと水害やポンプ等施設の故障の原因となり、管理費の増加につながります。

みんなで注意しましょう。

限りある水資源を大切に使いましょう

職員の配置について

平成29年度の職員配置は次の通りです。

< 総務課 >

事務局 長	佐藤 友二
総務課 長(兼務)	佐藤 友二
総務課 長補佐(兼務)	叶野 直人
財務係(兼務)	本間 洋昭
庶務係	(臨時職員) 柏倉 奈緒

< 会計課 >

会計課 長	叶野 直人
会計係(兼務)	安藤 寿克
会計補助(兼務)	(臨時職員) 柏倉 奈緒

< 工務課 >

工務課 長	本間 洋昭
技術主幹	(嘱託職員) 山川 利夫
工務係 長	安藤 寿克

●各揚水機場の備人は次の方々です。

施設名	所在地	氏名	施設電話番号
幹線施設・監視 (八栄島第2揚水機場)	区域全域	佐藤 隆	—
三和第1、第2揚水機場 (八栄島第2揚水機場)	三 和	鈴木 雄次	—
八栄島第1、第2揚水機場	八色木、小中島	小 鷹 正 廣	080-1651-4191

多面的機能支払交付金農地維持支払活動の写真を必ず撮ろう!!

『ここがチェックポイント』

時期	内容	会議・役員会	農用地	水路・パイプライン	農道	植栽・ゴミ拾い ・田んぼダム
4月	機能点検及び断り		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	春
	計画策定	 □写真撮影・□日報提出	※会議・役員会については、4月に限らず通年をとおして実施した際に必ず写真撮影をお願いします。飲料、茶菓子の購入・公民館使用料の請求がある場合、 活動写真がないと事業からの支出ができなくなります。			
	泥上げ		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出		
	ゴミ拾い	※ゴミ拾いは、 農業施設（農用地・水路・農道）のゴミ拾い をしている写真（背景に農業施設が写っている）を必ず撮るようお願いします。				 □写真撮影・□日報提出
5・6月	植栽活動	※植栽活動は活動写真も必要ですが、 農業施設（農用地・水路・農道）に定植またはプランターを設置している（並べられている）写真 を必ず撮るようお願いします。				 □写真撮影・□日報提出
6・7月	草刈り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 トラクター・モアの使用	
5～7月	田んぼダム		 大雨等の洪水時	 田んぼダムの状況	 □写真撮影・□日報提出	
7・8月	異常気象等の見回り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	夏	
9月	草刈り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出		秋
その他	物品購入	 仮置き砕石	 刈払機	 購入資材・リース機械の使用状況	赤土・砕石、刈払い機等備品の購入または、機械をリースした際は、購入・リースした 物品と使用状況 を撮影するようお願いします。	

田んぼダムプロジェクト

田んぼダムとは、水田の持つ貯留効果を利用してしっかり貯えゆっくりと排水するものです。農地、取り分け水田の持つ多面的機能でもあり、農家の地域貢献活動としては、低コストで防災効果が高い優れた取り組みとの評価もあります。

現在、田んぼダムの取り組みを表明している地区には、町内会単位で田んぼダム用の水位調整板を配布しておりますので、皆さまの地域でも町内会ごとにご検討の上、地区の土地改良区総代をとおして、水土里ネットいなばまでご相談ください。

最近ゲリラ豪雨も頻発傾向にありますので、河川の急激な増水を抑え、治水効果を更に発揮させ、地域生活や生命、財産を守るために、できることからみんなで取り組みましょう。



水土里ネットいなば基本理念

我々の美しい里には、豊かで親密な人間関係と豊富な水と土地がある。

水土里ネットの存在意義を考え、《次の世代に『水』『土』を引き継ぐ》

水土里ネットの新たな役割を果たす、《地域と共に『人』を育む》

よって、水土里ネットが担うべき環境保全とは、『水』『土』を守り『人』を育むことである。

本区は、この理念を基に国民に信頼され、地域社会に必要とされる組織として認められるよう地域との連携を図りながら積極的な活動を展開していく。



※ 理念とは、物事に対してこうあるべきだという根本の考えです。また、理念は、持つことで言動や行動に一貫性を持てるものでもあります。

土地改良区の強みは、地域密着型であること。顔の見える強い信頼関係に裏打ちされた地域保全を根っこで支えている必須組織であります。

水土里ネットいなばの第一義は、地域に必要とされること。これこそが、本区の理念です。

これからも急激な時代の変化に本地域が取り残されないよう組合員の皆様の貴重なご意見に真摯に耳を傾け、十分検討を行った上で信頼やご期待にお応えできるよう努めてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



事故防止にご協力下さい！

毎年、各用水路には潤沢に水が流れております。
用排水路・揚水機場周辺での遊びは非常に危険ですので、
十分に注意し、事故防止にご協力をお願いいたします。



事故等緊急連絡先

080-1842-3050 (工務課直通)